

府中第一小学校 防災マニュアル

(災害等発生時における学校の対応と、保護者の皆様へのお願い)

保存版

※平成30年度のを改訂しております。以前のものは廃棄をし、この令和2年度版を参照するようにお願い申し上げます。

府中市立府中第一小学校

令和2年 4月 改訂

1 防災マニュアルについて

- ① このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。
- しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われない場合も想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また災害における自主的な判断をお願いいたします。
- ② 「防災マニュアル」の中で一番重要なことは【連絡】です。
- しかしながら、緊急時において、メール配信の不能、ホームページへのアクセス不能、緊急連絡網の遅延、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。ご家庭でも災害状況から判断される適切な対処をお子様と話し合ってください。最も大切な「子どもの命を守る」ということを考えての対応をお願いします。緊急時に本マニュアルが効果的に運用されるためには、保護者の皆様の協力が不可欠です。
- ③ 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。一戸建ての住宅の場合は、近隣の方との連携を図ってください。集合住宅の場合、オートロック式の入り口の問題等も含め、保護者が不在の場合、児童の安全をどのように確保するか話し合ったり、確認したりしてください。さらに、校外委員会等で、地区・ブロック単位で防災対策について話し合い、決定した事項については周知徹底するようお願いいたします。
- ④ 災害はいつ起こるかわかりません。
- ア お子様が登下校中の場合
- 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所に避難するように、日頃から注意を促しておきましょう。
 - 登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。
 - ・常に安全に気をつけて、登下校する。
 - ・災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等、近隣の小中学校など）に一時避難し、近くの大人に指示を求める。
- イ お子様が家庭にいる場合
- 自宅に待機する場合には、外出をしない、火を使わない等の安全を確保するためのルールを守らせてください。

⑤ 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。

- ア 普段、仕事をしている保護者の方は学童保育及び「けやキッズ（放課後子ども教室）」との連携を密にしてください。学童保育と小学校は管轄が違いますので、学校に学童保育の対応を問い合わせてもお答えすることができません。正確な情報を得るために、必ず学童保育に連絡し確認をするようにお願いします。
- イ 学童に通っていない児童の保護者が不在の場合、地域内、保護者間でお子様の安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。
- ウ 家庭内では、家具の転倒を防止したり、家の中に安全スペース（落下物や倒壊物がない場所）をつくったりするなどして防災対策をしてください。
- エ 下校した時に保護者が不在の場合、お子様が不安になることもあります。普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策を話し合ってください。保護者の居場所は常にお子様に伝えておいてください。
仕事をされている方は、仕事場から帰宅したり、学校へ迎えに来たりすることが困難になることが予想されます。災害が発生した場合に考えられる状況についても、ご家庭で共通理解をするようにしてください。

⑥ 一斉配信メール・ホームページをご確認ください。

- 児童を学校に待機させ、引き取りをお願いする場合や、学校に登校せず自宅での待機をお願いする場合など、災害対応の情報は一斉配信メールにて連絡いたします。また、学校ホームページにも掲載します。アクセスが可能な場合はご確認ください。
※一斉配信メールに登録していただきますようお願いいたします。

他にも家庭の中でできる防災活動はいろいろあります。地域の防災訓練に親子で参加するなど、家庭内で防災意識を高めてください。

災害によっては学校が安全地域でない事態もあります。学校の判断・決定をご理解いただいた上で、家庭・地域で話し合いをしてください。

学校と協力し合い、児童全員の安全を守っていきましょう。

2 「特別警報」が発表された場合

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

気象庁は、これまで大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれのある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日

本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た地域は、数十年に一度しかないような非常に危険な状態にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

※登校前・下校後に特別警報が発令された場合・・・家庭での対応をお願いします。

※在校中に特別警報が発令された場合・・・

学校で対応します。基本的には解除されるまで、学校でお子様をお預かりします。

3 災害時の学校側の対応

(1) 台風接近等の対応について

- ① 登校時に関わること・・・登校に関しての地区連絡網等は流しません。次のことを確認して、対応をお願いします。

府中市（多摩北部）に暴風警報または特別警報が発令された場合（大雨警報や注意報等は該当しません）

ア 午前7時の時点で発令中の場合は臨時休校。

イ 午前7時の時点で解除された場合は平常授業。前日に登校時刻の連絡が入っているときはその時刻に登校。

ウ 午前7時以降に発令の場合

- ・登校前は自宅待機。
- ・登校中はそのまま登校。
- ・在校中は校内待機。

※気象・通学路・家庭等の状況により、在校中の個々の児童への対応は決めます。下校する場合は、状況に応じて集団または引き渡し下校とします。在校中の対応は、メール配信、ホームページで各家庭に連絡します。

- ② 下校時に関わること・・・メール配信、ホームページで連絡します。

ア 下校時に特別警報及び暴風警報が発令されている場合には、児童を学校に待機させます。長時間にわたって特別警報及び暴風警報が解除されない場合の対応（保護者の引き取り等）についても、随時発信します。

イ 下校時に特別警報及び暴風警報が解除されている場合でも、台風の予想進路

や速度などの状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合、また大雨等の影響による道路の冠水により、車道・側断溝との区別がつきにくいなど、安全に歩けない状況にある時には、学校待機となります。その場合には、引き取りをお願いすることもあります。また、安全に歩いて帰ることができるかと判断した場合には、一斉集団下校を実施します。その場合も連絡します。

ウ 状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。その場合にも、随時連絡をします。

エ 地区班別下校をする場合は、児童が通常使っている門とは違う門を使用することがあります。地区班別集団下校の場合、どの門を通るか確認をしておいてください。

○地区班別集団下校に使用する門

正門（東門）	…	寿町1、府中町（南・北）、幸町（東・西・中央）、 宮町（南・北）、宮西町（A・B・C）、美好町南
西門	…	寿町3、日鋼町、美好町東、美好町南、美好町公園
両方	…	寿町2の甲州街道以南は正門 寿町2の上記以外は西門

③ 翌日に関わる事…学校より文書を配布し、翌日の対応について連絡します。

なお、災害時の対応について、府中市教育委員会の対応が発出した場合には、その対応に従います。

その場合も一斉配信メール、ホームページで、連絡いたします。

※テレビ・ラジオ、

「気象庁」のホームページ http://www.jma.go.jp/jp/warn/319_table.html
で府中市（多摩北部）の特別警報・警報・注意報の発令を確認してください。

（2）警戒宣言が発令された場合

国で定められた大規模地震対策措置法の判定会議後、東京地方も準警戒地区に指定されます。本校におきましても、警戒宣言が発令された場合には、確実に児童を保護者に引き渡すことができるように、次のような対応をいたしますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

① 警戒宣言は、市役所からのサイレン（3回連呼）や消防車、パトカーのサイレンなどで伝えられるほか、テレビ・ラジオ等でも放送されますので、日頃から注意してください。なお、発令の時刻にもよりますが、学校からの、警戒宣

言の発令に関する連絡があるとはかぎりません。

- ② 登校前に発令された場合には、そのまま自宅待機になります。
- ③ 児童が在校中に警戒宣言が発令された場合には、原則として授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業になります。発令直後に保護者への引き渡しを行いますので、お子様を引き取りにご来校ください。
- ④ 児童を引き渡す際には、学校に保管している「非常事態時 児童引き受け人カード」をもとに、保護者またはカードに記入されている代理人の方に、帰宅先を確認してから、お子様を引き渡します。
※引き取りのないお子様については、引き取りの方が来られるまで、学校で保護します。
※保護者の方、または「引き受け人カード」に記載された方以外の方に、お子様を引き渡すことは原則できません。
- ⑤ 警戒宣言解除につきましても、テレビ・ラジオ、市の広報等によって情報を得るようにしてください。
解除後の授業再開の時期については、次の通りです。
ア 午前6時現在で解除されている場合・・・・・・・・・・平常通りの授業を行う。
イ 午前6時以降に解除された場合・・・・・・・・・・・・・当日休校とする。

※他道府県などに避難をし、登校ができない場合、できるだけ早く学校にご連絡ください。

(3) 府中市で大規模の地震（震度5弱以上）が発生した場合

- ① 児童が在校していた場合
ア 原則として保護者への引き渡しを実施します。メール配信、ホームページで連絡します。
イ 保護者の方、または「引き受け人カード」に記載された方が引き取りに来るまで、学校で責任をもってお子様を保護いたします。
- ② 児童が校外（遠足等）にいた場合（基本的に1と同じです）
ア 児童の安否を確認後、学校から、メール配信、ホームページによる連絡で児童の状況と対応方法等についてお知らせいたします。（電話は不通になることが予測されます）。

イ 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを実施します。帰校できない状況（交通網遮断等々）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します。

回線が使用可能な場合には、メール配信、ホームページでお知らせします。

帰校が困難な場合には、現地まで迎えにきていただく可能性もあります。

③ 児童が登下校中の場合

ア 学校では、登下校中に地震が発生した場合について、児童に次のように指導いたします。

- ・頭部を保護し、身を低くする。
- ・建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる。
- ・揺れが収まったら、状況に応じ、学校（他の小中学校、公園や集会所など避難指定場所が近い場合はそこに）あるいは自宅に避難する。
- ・家に誰もいない場合、家に入れない状況のときは、家に帰らず、学校や避難指定場所に避難をする。

イ 教職員は、安全の確保の後、校内や通学路の巡視、自宅在宅の確認を行い、児童の安否確認を行います。児童を保護した場合は、「児童引き受け人カード」に記載された「引き受け人」の方が引き取りにくるまで 学校で保護いたします。

ウ 日頃より、登下校中に大地震が発生した場合のお子様の対応について、本校での対応を含め、ご家庭で話し合い、確認を徹底しておいてください。

その際、各家庭の地理的条件や交通状況等を考慮して、地震発生時の状況に応じて判断できるようにしておいてください。

（例）・学校に行く ・自宅に帰る ・近隣の〇〇への避難 など

◎以上、お示しました対応につきましては、現在考えられる基本的な対応です。緊急突発的な災害等が生じた場合には、より適切な方法を考え対応いたします。

学校の連絡先： 0 4 2 - 3 6 1 - 9 0 0 1

（次ページあり）

4 保護者の皆様へのお願い

(1) 「児童引き受け人カード」について

本校では、大規模地震が発生した時、警戒宣言が発令された時、または大きな事故や事件が生じた時等は、原則として保護者への引き渡しを行います。引き渡しの際には、メール配信、地区連絡網、ホームページで連絡します。

引き渡しの際には、「非常事態時 児童引き受け人カード」をもとに、児童を引き渡します。

そのため、毎年「児童引き受け人カード」を提出していただきます。カードは指定された日までご提出をお願いします。

保護者以外の方が引き取る場合、誘拐防止等のため、カードに記載されていない方へは引き渡しができませんので、確実に記入してください。

なお、提出していただいたカードは、年度が変わり、新カードが提出されるまで学校で保管します。旧カードと卒業生、転校生のカードは学校でシュレッダーをかけます。

(2) 連絡網について

本校では連絡網は使用せず、学校からの連絡はメール配信を使います。

- ・学校からの緊急の連絡、PTAからの連絡等